

菊池市告示第112号

菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

菊池市長 江 頭 実

菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、菊池市補助金等交付規則（平成19年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、旭志地域において新たに建設する集合住宅に浄化槽を設置する民間事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、人口の増加に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 集合住宅 共同住宅、寄宿舍、長屋等をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けた者
- (2) 市区町村税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第22号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある、若しくはそれらに関する団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象事業は、旭志地域において新たに建設した集合住宅に、次の要件を全て満たす浄化槽を設置する事業とする。

- (1) 11人槽以上の浄化槽

(2) 熊本県浄化槽取扱要項の設置基準及び構造基準に適合している浄化槽
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、浄化槽の設置に要する費用のうち、次に掲げる区分ごとに定める額を上限とする。

区分	金額
11人槽～20人槽	939,000円
21人槽～30人槽	1,472,000円
31人槽～50人槽	2,037,000円
51人槽～	2,326,000円

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、浄化槽の設置に要する経費とし、人件費及び配管工事に要する経費は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、浄化槽設置工事の着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 審査済の浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び集合住宅の平面図
- (3) 浄化槽設置費の見積書又は計算書の写し
- (4) 市区町村税の納税証明書又は未納がない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業の実績報告)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助対象事業完了後30日以内又は補助対象事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽工事完了届出書の写し
- (3) 浄化槽の設置に要した費用が分かる領収書の写し
- (4) 施工の各工程の工事写真
- (5) 浄化槽法第7条に規定する検査依頼書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。